

官報

主要目次

- 法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則の一部改正
海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する命令の一部改正
ドイツ財産でなくなつた財産の指定
湯水準備引当金の引当等に関する基準
無線局免許
無線局承認
第十二回大東宝定期預金の細目等
酒類の級別及び類別の決定に関する告示の一部改正
輸出品取締法第七條の五第一項により登録した被登録者の氏名または名称および第七條の二第一項による表示の業務にかかわる事務所または事業所の所在地
昭和二十六年年度の甲種および乙種火災類作業主任者試験を施行する場所
土佐沖ノ島燈台に設置した暴風標識信号所の夜間暴風標識のあげおろしを当分の間中止
甲子園口郵便局設置
臨時電話ノ加入申込ヲ受理スベキ電話官署及加入区域ニ関スル制限並ニ加入期間の件の一部改正
第十二日正九無線電報取扱所等の施設事項変更
官庁事項
国鉄職員昭和二十六年四月以降の賃金改訂に関する紛争の仲裁打切り公表

府令

法務府令第六十一号
法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則(昭和二十四年法務府令第十二号)の一部を次のように改正する。
昭和二十六年十一月十六日
法務総裁 大橋 武夫

別表岡山地方方法務局の部同地方方法務局の款備前出張所の項中「伊里村」を「伊里町」に改める。
附則
この府令は、公布の日から施行する。

庁令

海上保安庁令第六号
海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。
昭和二十六年十一月十六日
海上保安庁長官 柳沢 米吉

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する命令(昭和二十六年海上保安庁令第二号)の一部を次のように改正する。
第四條の次に次の一條を加える。
第四條の二 海上保安庁長官は、別に定める海上保安学校の科の別に従い、教官のうちから、航海科長、機関科長、通信科長、主計科長、看護科長、水路科長及び燈台科長を指名する。

附則
この命令は、公布の日から施行する。

告示

総理府告示第三百六十六号
ドイツ財産管理令(昭和二十五年政令第二百五十二号)第三條第一項の規定に基き、昭和二十六年十月二十二日左に掲げる財産を指定した。
よつて前項の財産は、指定の日からドイツ財産でなくなつた。
昭和二十六年十一月十六日
内閣総理大臣 吉田 茂

- 一、ドイツ人ユーゴ・ダンネル名義の次の不動産
種 類 数 量 所 在 地
(一)土地(宅地) 二百六十四坪 神戸市兵庫区有馬町字丸山千四百五十九番の八
(二)土地(畑) 一畝十三歩 同所千四百五十九番の九
(三)土地(宅地) 百五坪 同所千四百五十九番の十
(四)建物(家屋番号) 一棟総坪七十四坪六分 同所千四百五十九番の八
(五)建物(家屋番号) 同所千四百五十九番の八
二、ドイツ人ユーゴ・ダンネル名義の次の電話加入権
有馬 百五十一番

公益事業委員会告示第八号
電気事業会計規則(昭和二十六年公益事業委員会規則第二十号)第十五條第三項の規定に基き、公益事業委員会細則第一号湯水準備引当金の引当等に関する基準を定め、昭和二十六年十月分から適用する。
昭和二十六年十一月十六日
公益事業委員会委員長 松本 丞治

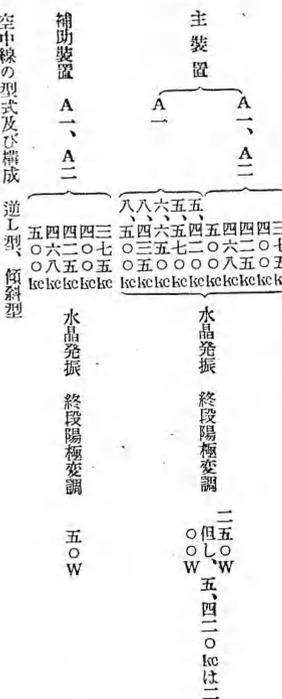
公益事業委員会細則第一号湯水準備引当金の引当等に関する基準
第一條 電気事業会計規則第十五條第三項の規定に基き湯水準備引当金(以下「引当金」という)の引当又は取りくずしの基準は、この細則の定めるところによる。
第二條 引当金の引当又は取りくずしの基礎となる毎事業年度の予定計数は、当該事業年度開始前(以下「前年度」という)の公益事業委員会(以下「委員会」という)の承認を受けるものとする。特別の事由により当該事業年度の途中において、これを変更しようとするときも同様とする。
第三條 引当金は、事業年度毎に引当又は取りくずしするものとする。
第四條 次條以下の各号に掲げる引当金の引当又は取りくずしの計算方式に用いる記号、その意味する語並びに語の意義及び内容は、次表による。

Table with 7 columns: 番号記号, 記号の意味する語, 語の意義及び内容. Rows include 1A (予定標準料金販売電力量), 2B (予定追加使用料金販売電力量), 3C (燃料費調整係項のないもの), 4D (予定水力発電電力量), 5E (予定火力発電電力量), 6F (予定電力損失率), 7G (予定石炭千キロカロリー当量).

電波監理委員会告示第二千五百四十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

- 一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第一〇四九号
二 免許人の名称 近海郵船株式会社
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。



- 補助装置 A一、A二
十一 空中線の型式及び構成 逆L型、傾斜型
十二 運用許容時間 常時
十三 運用許容時間 十六時間

- 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十七日 第三二〇七号
二 免許人の名称 日本放送協会

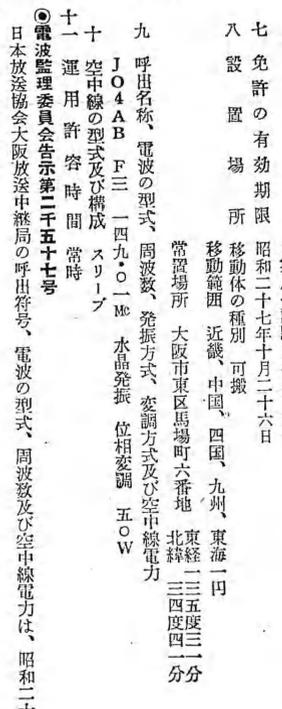
Table with 17 columns (A-H) and 17 rows (1-17) detailing technical specifications for radio stations, including antenna types, power ratings, and operational conditions.

第五條 電氣事業者(以下「事業者」といふ)は、次に掲げる場合には、それぞれの算式により算定した金額を引当金として引き当てるものとする。
(1) AにEが含まれる事業者については、次の算式により計算した①の値より②の値が小さいとき、
(1-H) x [(A x 1/1-F) x (D-L x 1/1-F) + E - (B+C) x 1/1-F] - (E-L) x (B x G/G + ...)

電波監理委員会告示第二千五百四十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

- 九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力 JO4AB F三 一四九〇一Mc 水晶発振 位相変調 二五W
十 空中線の型式及び構成 垂直型、八木
十一 運用許容時間 常時



- 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十七日 第三二〇九号
二 免許人の名称 日本放送協会

- 電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。
一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年十月二十七日 第三二〇九号
二 免許人の名称 日本放送協会



279 昭和26年11月16日 金曜日

官報

第7458号

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 逆L型

十二 運用許容時間 常時

●電波監理委員会告示第二千七百七十号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年七月十九日 第八一五九号

二 免許人の氏名 松島金三郎

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 釧路、稚内の各漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年七月十八日

八 設置場所 第二五九(主たる停泊港 釧路)

九 呼出符 称 だいにたままる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A 三 (一、六二〇ke 水晶発振 終段抑制格子変調 五W

A 二 (一、六二〇ke 水晶発振 終段抑制格子変調 五W

A 一 (一、六二〇ke 水晶発振 終段抑制格子変調 五W

●電波監理委員会告示第二千七百七十一号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年八月二十五日 第三四二五号

二 免許人の氏名 武庫汽船株式会社

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 地方電気通信取扱局、武庫汽船株式会社所属船舶局

六 通信の相手方 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項

七 免許の有効期限 無期限

八 設置場所 瑞穂丸(主たる停泊港 神戸)

九 呼出符 号 J G N U

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

十一 空中線の型式及び構成 T型、傾斜型、逆L型

十二 運用許容時間 常時

十三 運用義務時間 十六時間

十四 その他 救命艇設置 呼出符 J G N U 22

●電波監理委員会告示第二千七百七十二号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年八月十九日 第三三三三号

二 免許人の氏名 増田田三

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 伊東漁業用海岸局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年八月十八日

八 設置場所 妙福丸(主たる停泊港 伊東)

九 呼出符 称 ますだみよふくまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A 三 (一、九四五ke 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

A 二 (一、九四五ke 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

A 一 (一、九四五ke 水晶発振 終段抑制格子変調 一〇W

●電波監理委員会告示第二千七百七十三号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十六年六月十三日 第一四五二号

二 免許人の氏名 岩井三之助

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 千葉縣無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信

七 免許の有効期限 昭和三十一年六月十二日

昭和26年11月16日 金曜日 官報 第7458号 278

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六一七三号

二 免許人の氏名 浜口吉三郎

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 福岡漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第六浜吉丸(主たる停泊港 福岡)

九 呼出符及び呼出名称 J P O P だいろくはまよしまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A 一、A 二 (三、七〇〇ke 水晶発振 リップル変調 但し、三、七〇〇keは五、五二〇W

A 三 (三、七〇〇ke 水晶発振 リップル変調 但し、三、七〇〇keは五、五二〇W

●電波監理委員会告示第二千六百七十七号

第十八号新生丸無線局の免許人は、昭和二十六年六月一日変更した。

変更後の現況は、次の通りである。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第六一四七号

二 免許人の氏名 田田漁業株式会社

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 福岡漁業用海岸局、地方電気通信取扱局、漁船の船舶局

六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第十八号新生丸(主たる停泊港 福岡)

九 呼出符及び呼出名称 J H A P だいにしゅうはらしんせいまる

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A 一、A 二 (三、七〇〇ke 水晶発振 リップル変調 但し、三、七〇〇keは五、五二〇W

A 三 (三、七〇〇ke 水晶発振 リップル変調 但し、三、七〇〇keは五、五二〇W

●電波監理委員会告示第二千六百七十八号

大崎丸無線局の免許人は、昭和二十六年六月一日変更した。

変更後の現況は、次の通りである。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三二六三号

二 免許人の氏名 川崎汽船株式会社

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 海運事業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 川崎汽船株式会社所属船舶局、地方電気通信取扱局

六 通信の相手方 船舶の航行及び貨物の輸送に関する事項、電報の送受に関する通信

七 免許の有効期限 無期限

八 設置場所 大崎丸(主たる停泊港 神戸)

九 呼出符 号 J B I K

十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A 一、A 二 (三、七〇〇ke 水晶発振 リップル変調 但し、三、七〇〇keは五、五二〇W

A 三 (三、七〇〇ke 水晶発振 リップル変調 但し、三、七〇〇keは五、五二〇W

●電波監理委員会告示第二千六百七十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十一月十六日

一 免許の年月日及び番号 昭和二十五年六月一日 第三三三五号

二 免許人の氏名 川口藤太郎

三 無線局の種類 船舶局

四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。

五 通信の相手方 御前崎漁業用海岸局、漁船の船舶局、地方電気通信取扱局

六 通信の相手方 船舶の航行に関する事項、漁業通信、電報の送受に関する通信

七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日

八 設置場所 第三明星丸(主たる停泊港 御前崎)

九 呼出符及び呼出名称 J D N S だいにさんみよよししやうまる









